

<別紙>

追加仮払補償金のお支払い基準

【お支払いさせていただく対象の方】

本年3月11日時点で以下の対象区域に生活の本拠があり、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故により、「避難」、「屋内退避」を余儀なくされた方（世帯ではなく、「各個人」をお支払いの対象とさせていただきます）。

<対象区域>

- ・避難区域：福島第一原子力発電所から20km圏内
：福島第二原子力発電所から10km圏内（4月21日以降は8km圏内）
- ・屋内退避区域（4月22日解除）：福島第一原子力発電所から20～30km圏内
- ・計画的避難区域、緊急時避難準備区域（4月22日設定）

上記対象区域に住民登録（住民票）があっても、本年3月11日時点での生活の本拠が別にあるなど、避難等の事実がない場合には、お支払いの対象となりません。

【お支払い金額】

いずれも3月11日を起点とし、6月10日までの間の避難状況をもとに、以下の通りお支払いいたします。

| 対象者 | お一人あたりの金額 |
|-------------------------|-----------|
| 6月10日時点で避難されている方（ 1 ） | 30万円 |
| 避難後5月11日～6月10日の間に帰宅された方 | |
| 避難後4月11日～5月10日の間に帰宅された方 | 20万円 |
| 避難後4月10日までに帰宅された方 | 10万円 |
| 屋内退避（ 2 ）のみの方 | |

- 1 計画的避難区域から6月11日以降に避難された方、または、緊急時避難準備区域から6月11日～19日に避難された方は、6月10日時点で避難されているものいたします。
- 2 屋内退避には、対象区域にとどまり避難されていない場合を含むものいたします。